

磐田文化振興会規約

(名称)

第1条 本会は、磐田文化振興会(以下「振興会」という。)という。

(事務局)

第2条 振興会の事務局は、磐田市上新屋678-1 磐田市民文化会館内におく。

(目的)

第3条 振興会は、磐田市の文化芸術振興計画に基づき、公益的な文化振興事業等を実施し、市民文化の向上及び振興を図るとともに、心豊かな市の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 振興会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)文化芸術事業の実施に関すること。
- (2)市民の文化芸術の振興を図るための啓発に関すること。
- (3)その他、振興会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 振興会の会員は、第3条の目的及び第4条の事業に賛同する者により組織する。
2 振興会会員に入会を希望する場合は、役員会の承認を得なければならない。

(役員)

第6条 振興会に、役員会で承認等を得た役員を置く。なお、役員の数は一五名以内とする。

- (1)理事長 1名
- (2)副理事長 1名
- (3)理事 若干名
- (4)監事 2名

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。
- 3 監事は、理事長が指名し、役員会の承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。
2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、会務を総理し、理事会を代表する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その仕事を代理する。
- (3) 監事は、会計を監査する。

(会議)

第9条 振興会の会議は、役員会とし、理事長が招集し、議長となる。

- 2 役員会は振興会の規約の改廃、事業、予算、決算について決定する。
- 3 役員会は、役員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 5 役員の過半数の要求があるときは、理事長は役員会を招集しなければならない。

(部会)

第10条 理事長が必要と認めるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の構成は、理事長が定める。

(経費)

第11条 振興会の経費は、補助金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(報酬及び旅費)

第12条 役員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

- 2 役員が職務により出張したときは、旅費を支給する。
- 3 報酬および旅費の額は別に定める。

(職員及び給与)

第13条 振興会に職員を置く。職員は理事長が任命する。

- 2 職員に給与及び手当等を支給する。
- 3 給与及び手当等の額は別に定める。
- 4 職員の勤務条件については別に定める。

(会計年度)

第14条 振興会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、振興会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(会議の議事録)

第16条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会議の出席した構成員のうちから、理事長が指名した議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

附則

この規約は、令和4年4月1日より施行する。